

山形県における皆伐・更新施業の手引き

～林業事業者の皆様へ～



令和6年3月

山形県農林水産部森林ノミクス推進課

山形県森林研究研修センター

目 次

内容

はじめに	3
I. 本手引きの目的	4
II. 本手引きの対象	4
III. 基本方針	4
IV. 用語定義	4
V. 皆伐における手続き等の流れ	5
VI. 山形県皆伐施業指針	6
VII. 本手引きの見方	8
VIII. 山形県皆伐施業指針の解説	9
様式	30
 (参考資料)	
用語解説	38
山形県におけるスギの生産管理基準(抜粋).....	39
山形県における天然更新完了基準について	40
伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再生林のガイドライン	47

はじめに

山形県は豊かな森林資源に恵まれており、戦後植栽された人工林は成熟し、本格的な利用期を迎えています。このため、県では、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として余すことなく活用する「森林（モリ）ノミクス」を全国に先駆けて提唱し、森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える「緑の循環システム」を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていく取組みを進めています。

このような中、県内では新庄市に大型集成材工場が整備されたほか、各地域で木質バイオマス発電施設等の整備・稼動が進み、今後、ますます県産木材の需要の増加が見込まれるなど、森林・林業・木材産業を取り巻く状況が大きく進展してきています。

こうしたことから、県では、森林所有者と伐採事業者、造林事業者等との連携・協力を図りながら、木材需要の増加に応じて、地域の森林資源を有効に活用した産業振興を推進するため、森林の皆伐と更新の施業に係る手引きを作成しました。

伐採事業者の皆様におかれましては、森林の伐採や森林所有者との伐採契約を結ぶ場合に、この手引きに基づき、安定的な木材生産と持続的な林業経営に向けて、ご理解、ご協力をお願いします。

I. 本手引きの目的

本手引きは、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」（通称「やまがた森林ノミクス推進条例」）の基本理念の、「長期的な展望に立ち、森林の有する多面的機能の維持との調和」を実現するため、森林法をはじめとする諸法令に基づく手続きや林業事業者へ向けた皆伐・更新施業指針について説明します。

II. 本手引きの対象

本手引きは、山形県内の民有林における皆伐が対象となります。

ただし、法令等の認可や許可を受けた場合（森林法による保安林伐採許可や林地開発許可など）は除きます。

III. 基本方針

- ① 皆伐にかかるコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図ります。
- ② 森林・林業を取り巻く状況を総合的に勘案し、皆伐する目的を明確にします。
- ③ 目的に応じた伐採と更新の計画を立て、専門家による適正確認を行います。

IV. 用語定義

本手引きで使用する用語は次のとおり定義します。

- ・民有林：森林法第5条に規定する地域森林計画の対象とする森林をいう。
- ・皆伐：対象となる森林の区画にある樹木を全て伐採すること。1箇所当たりの伐採面積が0.05ha以上で、伐採区域の幅（短辺）が10m以上ある面的伐採をいう（ただし、後継樹の誘導を目的とした更新伐施業の場合を除く）。
- ・森林施業：造林、保育、伐採その他の森林の施業をいう。
- ・再造林：育成林の伐採跡地において、再び人工造林（苗木の植栽）で森林を造成することをいう。
- ・更新：育成林や天然生林の伐採箇所や未立木地において、人工造林、天然下種等により後継樹を導入し、定着させることをいう。
- ・林業事業者：森林施業の事業を行う者をいう。
- ・森林所有者：権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- ・保護樹帯：土壌流出や落石の防止等の効果を期待できるよう皆伐時にベルト状に木を残したもの。

V. 皆伐における手続き等の流れ



VI. 山形県皆伐施業指針

(法令遵守)

第1. 林業事業者は、関係する諸法令や制度を遵守してください。

(情報の入手)

第2. 林業事業者は、伐採前に森林の所在や所有者など必要な情報を入手してください。

(関係者等との協議及び周知)

第3. 林業事業者は、皆伐の実施にあたり、地元自治体や地域住民、水利権者や林道管理組合等と必要な協議や周知を徹底してください。

(皆伐目的の明確化)

第4. 林業事業者は、あらかじめ森林を皆伐する目的を明確にしてください。

- 1) 育成林の資源利用を主目的とする皆伐（以下「循環型皆伐（育成林）」という。）
- 2) 天然生林の資源利用を主目的とする皆伐（以下「循環型皆伐（天然生林）」という。）
- 3) 「天然生林について、森林の公益的機能の増進や特用樹林造成など、特定の目的に適した樹種の育成林に転換すること」を主目的とした皆伐（以下「育成林化皆伐」という。）
- 4) 「育成林について、天然生林に転換すること」を主目的とした皆伐（以下「天然生林化皆伐」という。）
- 5) 林地開発を目的とした皆伐（本手引き適用外）

(循環型皆伐（育成林）後の更新)

第5. 循環型皆伐（育成林）後の更新は、植栽による更新を行ってください。

(循環型皆伐（天然生林）後の更新)

第6. 循環型皆伐（天然生林）後の更新は、ぼう芽または天然下種による更新としますが、これによりがたい場合は在来樹種による植栽を行ってください。

(育成林化皆伐後の造林)

第7. 育成林化皆伐後の更新は、造林樹種の特徴に合わせた適切な手法により造林を行ってください。

(天然生林化皆伐)

第8. 天然生林化皆伐は、確実に後継樹をあらかじめ確保した後に行ってください（伐採跡地の安易な放置は絶対にしないでください！）。

(伐採・更新計画書の作成)

第9. 林業事業者は、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再生林のガイドライン」(平成30年3月28日 林振第1285号)に基づき、皆伐前に具体的な伐採方法等や将来的な森林の利用方法、管理方法について記載した「伐採・更新計画書」(別紙様式1)を作成するよう努めてください。

(届出書等の適正確認)

第10. 森林経営計画の認定を受けず皆伐を計画する林業事業者は、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書(様式1)」(以下、「伐採届出書」という。)と「チェックシート(様式3)」を作成し、あらかじめ森林施業プランナーや林業普及指導員等の有資格者(以下、「有資格者」という。)の適正確認を受けてから、市町村に伐採届出書とチェックシートを提出してください。

また、森林経営計画の認定(変更を含む)を求め皆伐を計画する林業事業者は、森林経営計画書とチェックシートを作成し、あらかじめ「有資格者」の適正確認を受けてから、森林経営計画書とチェックシートを森林経営計画の認定権者(市町村等)に提出してください。

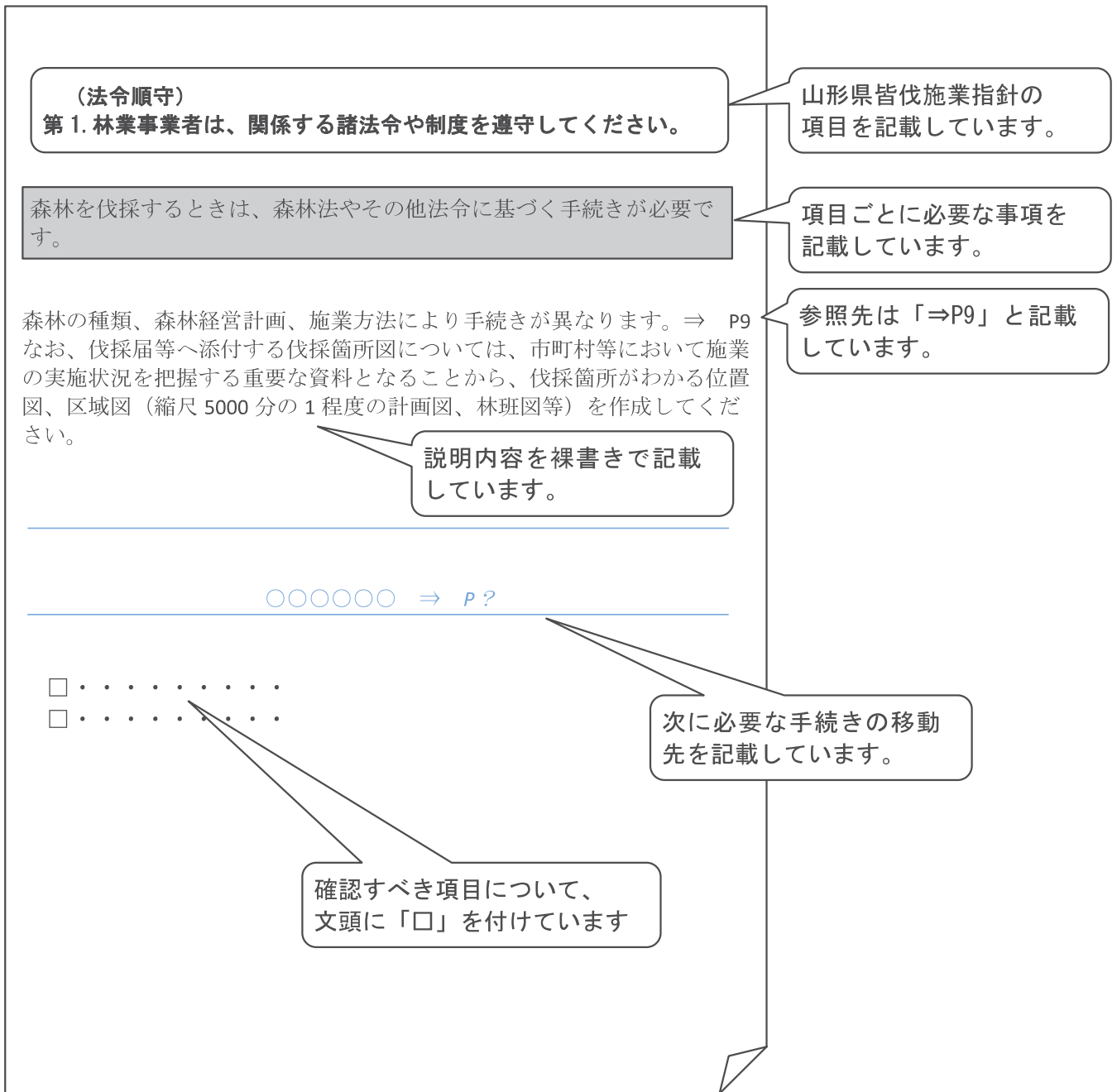
(皆伐・更新の実行)

第11. 皆伐・更新は、作成した伐採届出書又は森林経営計画書をもとに誠実に施業を実行してください。伐採届出書に係る伐採後の更新が完了した時は、森林法第10条の8第2項に基づき「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式4)を市町村に提出してください。

また、森林経営計画の認定を受け伐採・更新を実施した時は、森林法第15条に基づく「森林経営計画に係る伐採等の届出書」(様式2)を提出してください。

Ⅶ. 本手引きの見方

本手引きの基本レイアウトは以下のとおりです。



VIII. 山形県皆伐施業指針の解説

(法令順守)

第1. 林業事業者は、関係する諸法令や制度を遵守してください。

森林を伐採するときは、森林法やその他法令に基づく手続が必要です。

主な手続きには、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出（⇒P30～33）や、森林経営計画に係る伐採等の届出書の提出（⇒P34）があり、森林の種類、森林経営計画、施業方法により手続きが異なります。

なお、伐採届等へ添付する伐採箇所図については、市町村等において施業の実施状況を把握する重要な資料となることから、伐採箇所がわかる位置図、区域図（縮尺 5000 分の 1 程度の計画図、林班図等）を作成してください。

【本手引き適用】

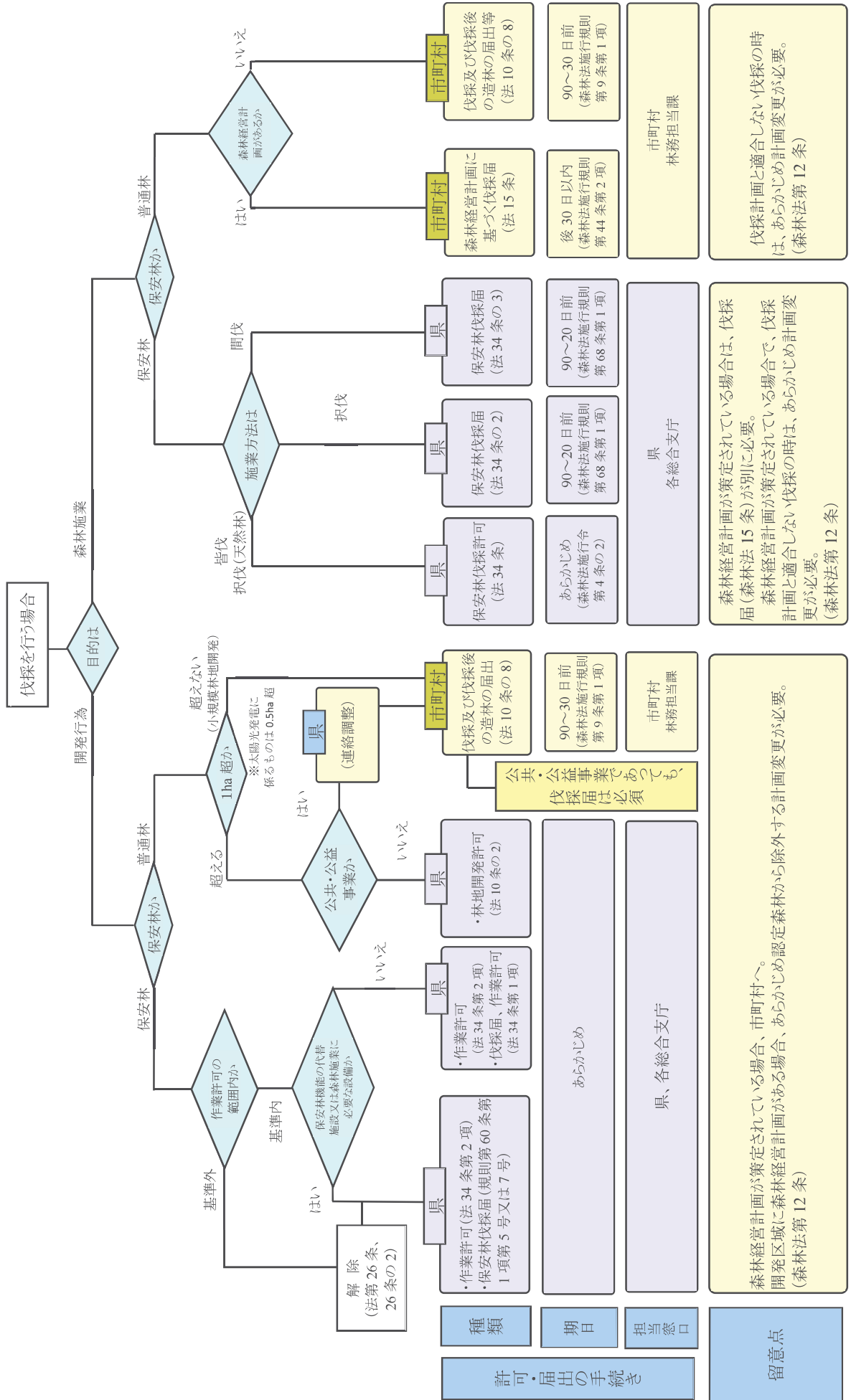
- 森林経営計画がない普通林 ⇒事前の届け出が必要です
 - 森林が所在する市町村へ、伐採の 90～30 日前に、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出。（森林法第 10 条の 8、森林法施行規則第 9 条）
- 森林経営計画がある普通林 ⇒事後の届け出が必要です
 - 森林が所在する市町村へ、伐採後 30 日以内に、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出。（森林法第 15 条、森林法施行規則第 44 条）

【本手引き準用】

保安林の伐採許可申請または伐採届出を行った際に示される条件以外の事項については、本手引きの該当事項を準用してください。

- 森林経営計画がない保安林（皆伐・天然生林の択伐）
 - 伐採にあたりあらかじめ保安林伐採許可が必要ですので、森林が所在する県総合支庁に相談。（森林法第 34 条、森林法施行令第 4 条の 2）
- 森林経営計画がない保安林（育成林の択伐）
 - 森林が所在する県総合支庁へ、伐採の 90～20 日前に、「保安林伐採届」の提出。（森林法第 34 条の 2、森林法施行規則第 68 条）
- 森林経営計画がある保安林（皆伐・天然生林の択伐）
 - 伐採にあたりあらかじめ保安林伐採許可が必要ですので、森林が所在する県総合支庁に相談。（森林法第 34 条、森林法施行令第 4 条の 2）
 - 森林が所在する市町村へ、伐採後 30 日以内に、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出。（森林法第 15 条、森林法施行規則第 44 条）
- 森林経営計画がある保安林（育成林の択伐）
 - 森林が所在する県総合支庁へ、伐採の 90～20 日前に、「保安林伐採届」の提出。（森林法第 34 条の 2、森林法施行規則第 68 条）
 - 森林が所在する市町村へ、伐採後 30 日以内に、「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出。（森林法第 15 条、森林法施行規則第 44 条）

森林を伐採する際に必要な手続き



(情報の入手)

第2. 林業事業者は、伐採前に森林の所在や所有者など必要な情報を入力してください。

伐採する森林の情報を確認してください。

全ての森林には所有権等の権原のほか、法令や補助事業等による制限がある場合があります。

- 森林情報 ⇒ P12
- 森林の種類 ⇒ P13 上
- 施業の方法 ⇒ P13 下
- 森林経営計画の有無 ⇒ P14 上
- 森林の履歴 ⇒ P14 下
- その他利害関係 ⇒ P12
- 現地調査 ⇒ P15

関係者等との協議及び周知 ⇒ P16

当該森林所在地・当該森林所有者・隣接森林所有者・利害関係者について確認してください。

対象森林は、国土調査の有無などで状況が違いますので、次のいずれか複数の方法で確認を行い、原則的には隣接所有者の同意を得て確定してください。

また、下流の水利権者、林道管理組合、地元自治会などの利害関係者と必要な協議を行ってください。

木材の搬出・運搬等で市道等の通行や安全に支障が出る場合は、管轄の警察署または道路管理者（市町村または県）へ道路使用許可申請、道路占用許可申請等の必要な手続きを行ってください。

- 森林所有者：現地及び図面で確認
- 県総合支庁：森林簿や森林計画図などで確認
- 地域の森林に詳しい人：現地及び図面で確認
- 森林組合：森林施業図や施業履歴などで確認
- 法務局：登記簿などで確認（有料）
- 市町村：森林台帳や課税台帳などで確認

(H31.4～林地台帳による確認が可能)

(森林所有者の同意書が必要な場合もあり)

※確認リスト

- 当該森林所在地
- 当該森林所有者
- 隣接森林所有者
- 利害関係者

対象森林の種類について、市町村・県総合支庁などで確認してください。

森林の種類

・制限林

制限林には、森林所有者とは別に、関係法令に基づく管理者がいます。管理者の指示がある事項以外は、本手引きを準用してください。

	制限林の種類	関係法令	お問い合わせ窓口
<input type="checkbox"/>	保安林・保安施設地区	森林法	総合支庁森林整備課
<input type="checkbox"/>	地すべり防止区域	地すべり等防止法	総合支庁森林整備課
<input type="checkbox"/>	自然公園	自然公園法	総合支庁環境課
<input type="checkbox"/>	特別保護地区	鳥獣保護法	総合支庁環境課
<input type="checkbox"/>	山形県水資源保全区域	山形県水資源保全条例	総合支庁環境課
<input type="checkbox"/>	砂防指定地	砂防法	総合支庁河川砂防課
<input type="checkbox"/>	史跡名勝・天然記念物	文化財保護法	市町村教育委員会
<input type="checkbox"/>	埋蔵文化財包蔵地		

なお、山形県水資源保全条例に指定された水資源保全地域の森林や溪流沿いの森林、環境保全や観光資源として景観を保つために重要な森林では、行政機関と協議が必要です。

・普通林

制限林以外の森林で、本手引きが適用されます。

対象森林について、市町村森林整備計画の公益的機能別区分（ゾーニング）及び施業方法を森林の所在する市町村役場で確認してください。

市町村が定める市町村森林整備計画には、森林の有する公益的機能に応じて、その機能を維持増進させる区域と、区域内における施業の方法が定められておりますので、関係市町村へ確認してください。

【例】

水源のかん養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林では、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以下、伐期齢の下限は標準伐期齢+10年を標準とし、伐期の延長を推進すべき森林となっています。

※確認リスト

- 制限林と市町村森林整備計画の公益的機能別区分
- 施業方法

森林経営計画が、対象森林で作成されているか確認してください。

森林経営計画の作成された森林で皆伐施業を行う際は、計画内容の変更が必要な場合があるので、対象森林が森林経営計画対象森林に含まれているときは、事前に計画作成者又は市町村に確認してください。

対象森林で森林経営計画が策定されている場合で、当該計画に皆伐計画が無い若しくは異なる場合は、伐採前に余裕をもって計画変更手続きを行うように計画作成者に依頼し、市町村での変更確認を行ってください。

※確認リスト

- 森林経営計画の有無
- 計画内容の確認
- 計画変更の必要性

対象森林の施業履歴、天災等被災履歴、補助事業履歴を確認してください。

適切な皆伐・更新施業を図るため、施業履歴や天災などの被災履歴を森林所有者、当該森林を管轄する森林組合又は市町村に確認してください。

また、対象森林の皆伐又は森林外への転用する場合に補助金等の返還が生じる場合がありますので、補助事業履歴を確認してください。

(主な補助金の種類と制限期間)

補助金等の種類	皆伐又は転用制限期間
森林整備事業（造林補助事業等）	補助金交付の翌年度から5年 （一部10年）
やまがた緑環境税事業	協定締結した場合は、締結から20年間

※確認リスト

- 施業履歴
- 天災等被災履歴
- 補助事業履歴

対象森林の現場において、必要な調査を行ってください。

適切な皆伐・更新施業を図るため、地況調査や林分調査等の必要な調査を行ってください。

※確認リスト

- 地況調査
- 林分調査
- 森林簿等調査
- その他

(関係者等との協議及び周知)

第3. 林業事業者は、皆伐の実施にあたり、地元自治体や地域住民、水利権者や林道管理組合等と必要な協議や周知を徹底してください。

伐採作業等について安全を確保するため、必要な看板などを設置してください。

- 作業現場近くに、作業場所・内容・時期・連絡先・注意事項などを明記した看板などを設置し、通行者や近隣住民に周知します。
- バリケードなどにより、危険箇所への立ち入りを禁止します。
- 安全旗や安全表示板などを設置し、作業安全確保に努めます。
- トイレ、休憩所を設置し、作業衛生管理に努めます。

皆伐目的の明確化 ⇒ P17

(皆伐目的の明確化)

第4. 林業事業者は、あらかじめ森林を皆伐する目的を明確にしてください。

皆伐の目的を下記のとおり区分してください。

- ① 育成林の資源利用を主目的とする皆伐（以下「循環型皆伐（育成林）」という。）

育成林 ⇒ 育成林

例 現況 目的林種
育成林 ⇒ 主伐(皆伐) → 造林(植栽) ⇒ 育成林

- ② 天然生林の資源利用を主目的とする皆伐（以下「循環型皆伐（天然生林）」という。）

天然生林 ⇒ 天然生林

例 現況 目的林種
天然生林 ⇒ 主伐(皆伐) → 天然更新 ⇒ 天然生林

- ③ 「天然生林について、森林の公益的機能の増進や特用樹林造成など、特定の目的に適した樹種の育成林に転換すること」を主目的とした皆伐（以下「育成林化皆伐」という。）

天然生林 ⇒ 育成林

例 現況 目的林種
天然生林 ⇒ 主伐(皆伐) → 造林(植栽) ⇒ 育成林

- ④ 「育成林について、明確な趣旨により天然生林に転換すること」を主目的とした皆伐（以下「天然生林化皆伐」という。）

育成林 ⇒ 天然生林

例 現況 目的林種
育成林 ⇒ 主伐(皆伐) → 天然更新 ⇒ 天然生林

- ⑤ 林地開発を目的とした皆伐（本手引き適用外）

森林 ⇒ 森林以外

(循環型皆伐(育成林)後の更新)
第5. 循環型皆伐(育成林)後の更新は、植栽による更新を行ってください。

道路に近く傾斜が緩いなど木材生産林として条件の良い森林は、資源の循環利用を進めるためにも、積極的に植栽を行ってください。

- 人工造林における植栽樹種・方法・期間は市町村森林整備計画において定める内容に基づいてください。
- 森林経営計画が作成されていない森林では、伐採前に森林経営計画を作成し、その中で造林に関する計画を盛り込んでください。
- 市町村森林整備計画に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合には、市町村または県林業普及指導員と相談のうえ、適切な樹種を選択してください。
- 用材生産を主目的としてスギの再造林を行う場合は、「山形県におけるスギの生産管理基準(昭和54年3月 山形県立林業試験場)」によるⅠ等地、Ⅱ等地で行うものとします。
- 市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域に指定されているなど、伐採後にノウサギ等による被害を受けることが考えられる地域では、伐採後の造林樹種の保護・管理について対策が必要です。
- 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを目的として、皆伐後の人工造林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して原則2年以内に更新が完了している必要があります。
- 再造林が困難若しくは不利な場所では、択伐や強度間伐の実施、または、後継樹を確保した上で天然生林化皆伐を実施します。

(循環型皆伐(天然生林)後の更新)

第6. 循環型皆伐(天然生林)後の更新は、ぼう芽または天然下種による更新としますが、これによりがたい場合は在来樹種による植栽を行ってください。

尾根筋や一定面積ごとに更新を確保するための伐区の形状、種子の結実状況、母樹の保存等に配慮してください。

- 天然更新における対象樹種・方法・期間は市町村森林整備計画において定める内容に基づいてください。
- 伐採後にササやクズ等が繁茂することが想定される箇所では、植栽やこまめな刈出しなどによってすみやかな植生回復を図ってください。
- ぼう芽更新を行う場合には、林齢が高くなるほどぼう芽力が低下することから、伐期は30年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため11月から4月の間に伐採することとしてください。
- 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを目的として、皆伐後の天然更新は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して原則5年以内に更新が完了している必要があります。
- 天然更新については、5年後において適確な更新がなされていない場合、その後2年以内に植栽又は天然更新補助作業を行わなければなりません。

(育成林化皆伐後の造林)

第7. 育成林化皆伐後の更新は、造林樹種の特徴に合わせた適切な手法により造林を行ってください。

木材生産を目的とした拡大造林は、立地条件などを総合的に判断し、専門家の意見に基づき実施してください（安易な拡大造林は推奨しません）。

- 森林の公益的機能の増進や特用林産物等の生産を目的とした造林を行います。
- 原則として、造林の樹種・方法・期間は市町村森林整備計画において定める内容に基づいてください。
- 前述の内容によらない場合は、県総合支庁森林整備課に相談ください。
- 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを目的として、皆伐後の人工造林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して原則2年以内に更新が完了している必要があります。

(天然生林化皆伐)

第 8. 天然生林化皆伐は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行ってください（伐採跡地の安易な放置は絶対にしないでください！）。

天然生林化皆伐は、事前の現地調査で林内や周辺の植生を確認し、天然更新完了基準※を満たすと見込まれる場合に実施してください。

- 事前の現地調査で後継樹の天然更新が見込めない場合は、事前に実施する後継樹の誘導を目的とした抜き切りなどの作業、または伐採後に実施する地表掻き起し、刈出し、植え込み、播種等の更新補助作業を検討してください。
- 在来樹種の植栽により更新を行う場合は、育成林化皆伐後の造林を準じます。
- 天然生林化皆伐における更新対象樹種・方法・期間は市町村森林整備計画において定める内容に基づきます。
- 伐採後にササやクズ等が繁茂することが想定される箇所では、植栽やこまめな刈出しなどによってすみやかな植生回復を図ってください。
- 森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図ることを目的として、皆伐後の天然更新は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の4月1日から起算して原則5年以内に更新が完了している必要があります。
- 天然更新については、5年後において適確な更新がなされていない場合、その後2年以内に植栽又は天然更新補助作業を行わなければなりません。

※山形県における天然更新完了基準について（P.43）

（伐採・更新計画書の作成）

第9. 林業事業者は、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」に基づき、皆伐前に具体的な伐採方法等や将来的な森林の利用方法、管理方法について記載した「伐採・更新計画書」を作成するよう努めてください。

「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」（平成30年3月28日付け林振第1285号）に基づき、収集した情報と森林所有者の意向等を勘案し、「伐採・更新計画書」（別紙様式1）を作成し、関係者間の共通認識を図ってください。

主伐を実施する標準的な伐期齢・保護樹帯を設ける目安等については、市町村森林整備計画に基づいてください。

伐採と植栽を行う事業者が異なる場合は、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」（P.44 参考資料）に基づき実施するようにしてください。

伐採後の造林に補助事業を活用する場合は、補助事業者と事前に調整を行ってください。

計画の策定にあたっては、最寄りの県総合支庁森林整備課林業普及指導員もしくは森林組合や林業事業者の認定森林施業プランナーにご相談ください

【留意事項】

- 皆伐計画の留意事項 ⇒ P23
- 路網計画の留意事項 ⇒ P24
- 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート ⇒ P27

【参考】伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン

伐採・更新計画書 ⇒ P47

循環型皆伐（育成林）後の更新 ⇒ P18

循環型皆伐（天然生林）後の更新 ⇒ P19

育成林化皆伐後の造林 ⇒ P20

天然生林化皆伐 ⇒ P21

皆伐にあたっては、自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて保護樹帯を設けるなど、的確な更新を図ってください。

- 公益的機能や環境の保全、災害発生の抑止といった機能を発揮することを目的として整備されている森林がありますので、作業の実施に際し十分配慮してください。
- 10haを超えるような大面積の皆伐をすると森林への回復が遅れ、防災面や環境への影響が考えられますので、大面積の皆伐はなるべく避けて小面積に区分した皆伐としてください。
- 伐採地が連続しないよう、隣接する伐採跡地間は主林木または周辺森林の成木の樹高程度の間隔を空けることや、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹帯の設置による生物多様性の保全を考慮した方法により施業を実施してください。
- 急傾斜地（概ね 45° 以上の傾斜）や岩石地では、森林の回復が遅く、土砂の流出や落石の危険があることから皆伐を控え、択伐または群状、帯状の伐採を検討する等、保残木を集团的に配置して林地を保護してください。
- 尾根筋、谷筋、人家、道路沿いの急傾斜地（概ね 30° 以上の傾斜）における雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から保全が必要な箇所では、皆伐を控え、保護樹帯を列状又は塊状で残してください。
- 標高 700m 以上、又は積雪が 3.0m 以上ある森林では、伐採後森林への回復が困難となりますので、伐採方法の検討が必要です。
- ササやクズ等が地面を覆ってしまう場所や、土壌が極めて悪い場所は、伐採すると森林の更新が難しいため、択伐等により裸地化を防止してください。
- 岩石地やササ等の被覆により林床に更新樹種が存在しないなど、更新が困難な箇所については、あらかじめ伐採対象から除外することとし、止むを得ず伐採対象地とする場合は、確実に更新が図られるよう植栽や更新補助作業等を実施してください。

森林作業道の開設にあたっては、将来的な利用の可能性や設置の必要性についてよく検討したうえで、その目的にあった災害に強く安全に走行できる森林作業道を開設してください。

- 急傾斜地や地形・地質の条件が悪く、崩壊の危険性や谷水への影響が大きいと考えられる箇所では、森林作業道の開設は避けてください。
- 開設にあたっては、山形県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月制定）によります。
- 森林作業道は、地形や水の流れを十分検討し、安全作業と開設後の維持管理や使用後の森林への復旧のことを考慮し、必要最小限の開設としてください。
- 森林作業道の開設中、使用中、使用後においては、横断溝や沈砂ポケットの設置等の路面排水対策を徹底してください。特に、生活用水の水源地では十分注意してください。
- 取水施設の近くに森林作業道を開設する場合は、施設管理者と十分に調整を図ってください。
- 更新対象地内に搬出作業用の森林作業道を開設した場合など、林地の一時転用を行った箇所については作業終了後に表土戻し等を行うなど、適切な更新の確保について必要な作業を実施してください。

なお、立木の伐採、搬出等のために一時的に用いる集材路や土場については、森林作業道ではなく、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）に基づき作設や作業を行ってください。

(伐採届等の適正確認)

第 10. 森林経営計画の認定を受けず皆伐を計画する林業事業者は、森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」(様式 1) と「チェックシート」(様式 3) を作成し、あらかじめ有資格者の適正確認を受けてから、市町村に伐採届出書とチェックシート提出してください。

また、森林経営計画の認定(変更を含む)を求め皆伐を計画する林業事業者は、森林経営計画書とチェックシートを作成し、あらかじめ有資格者の適正確認を受けてから、森林経営計画書とチェックシートを森林経営計画の認定権者(市町村等)に提出してください。

「伐採及び伐採後の造林の届出書」(様式 1) 又は森林経営計画書については、あらかじめチェックシート(様式 3) による確認を行なってください。

【森林経営計画が無い場合】

森林経営計画の認定を受けず皆伐を計画する場合は、森林法第 10 条の 8 第 1 項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出書」(様式 1) と「チェックシート」(様式 3) を作成し、あらかじめ有資格者の適正確認を受けてから、市町村に提出してください。

市町村には、様式 1 と様式 3 を一緒に提出してください。

様式 1 ⇒ P30

様式 3 ⇒ P35

【森林経営計画の認定を求める場合】

森林法第 11 条第 5 項に基づく森林経営計画の認定(変更を含む)を求め、皆伐を計画する場合は、「チェックシート」(様式 3) を作成し、あらかじめ有資格者の適正確認を受けてから、認定権者(市町村等)に提出してください。

認定権者には、森林経営計画書と様式 3 を一緒に提出してください。

また、森林経営計画の変更が必要な場合は、市町村に計画変更の手続きを行ってください。

森林経営計画書 ⇒ お近くの市町村にお問合せください。

様式 3 ⇒ P35

※有資格者

- ・森林施業プランナー(森林施業プランナー協会)
- ・林業普及指導員、森林総合監理士(林野庁長官)の登録を受けた者等。

有資格者については、お近くの県総合支庁森林整備課、市町村等にお問合せください。

(伐採・更新の実行)

第 11. 皆伐・更新は、作成した伐採届出書又は森林経営計画書をもとに誠実に施業を実行してください。伐採届出書に係る伐採または伐採後の更新が完了した時は、森林法第 10 条の 8 第 2 項に基づき「伐採に係る森林の状況報告書」または「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」(様式 4) を市町村に提出してください。

また、森林経営計画の認定を受け伐採・更新を実施した時は、森林法第 15 条に基づく「森林経営計画に係る伐採等の届出書」(様式 2) を提出してください。

伐採・更新の実施は、作成した伐採届出書又は森林経営計画書に基づき、適正に行ってください。

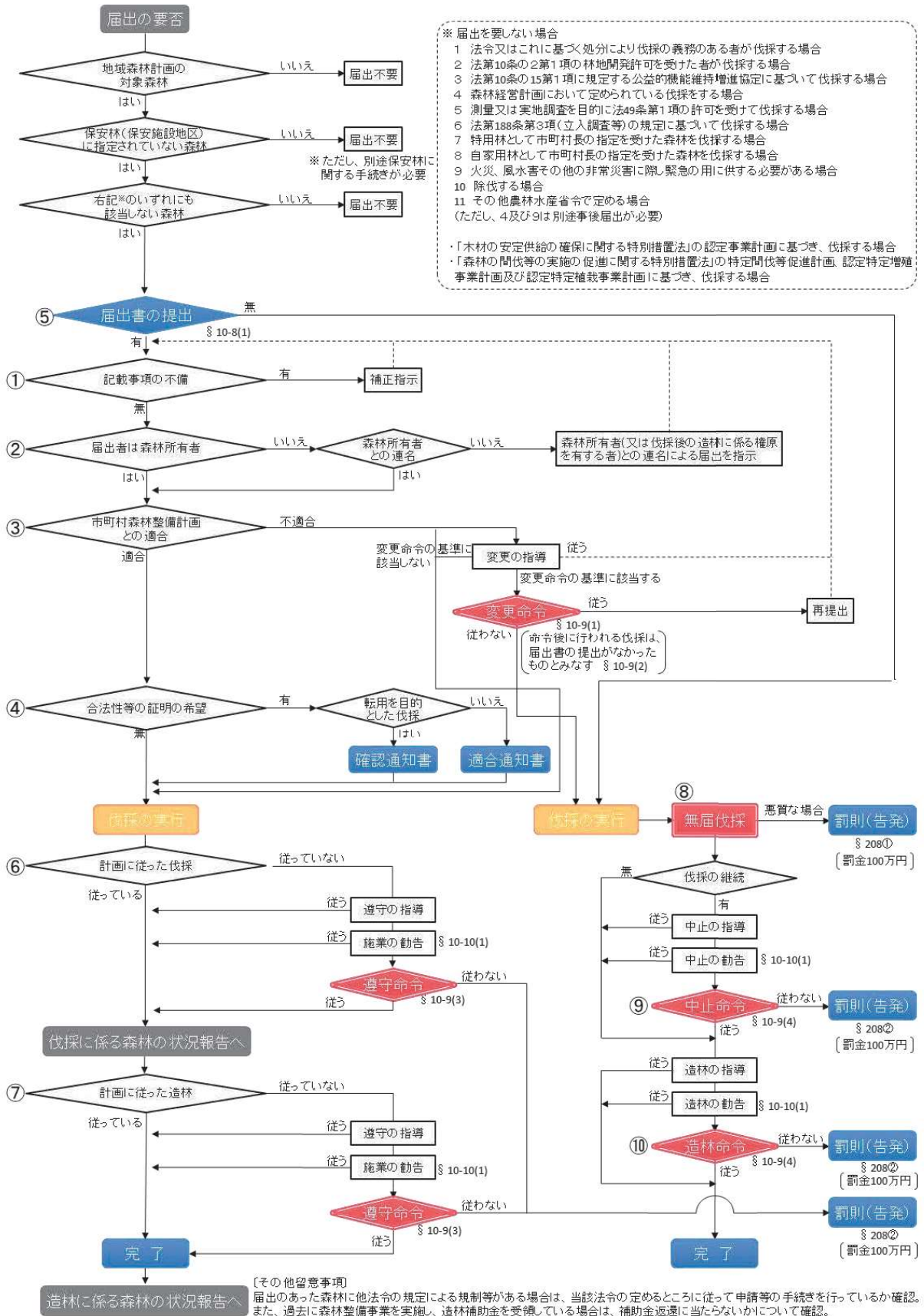
- 伐採作業は伐採後の植栽作業や森林の早期回復を考慮して、林地を荒らさない方法で行ってください。また、伐採した木材の搬出・運搬等にあたっては、地域住民に配慮した方法で行ってください。
- 林内での重機の移動は、枝条を敷き詰めて路面を保護するなどの対策を講じ、林地を踏み荒らさない方法で必要最小限の移動としてください。
- 枝条類は、雨水により谷川へ流れ出すことがないように、谷沿いへの集積は避けるなど災害防止に努めてください。また、伐採現場の道路脇に枝条を山積みするなど乱雑な枝条の処理はしないでください。
- 天然更新地では、枝条類はぼう芽更新や下種更新の妨げとならないよう、山積みを避けて分散し集積してください。
- 木材の搬出・運搬等で市道等の通行や安全に支障が出る場合は、市又は県へ道路占用許可申請等の必要な手続きを行ってください。
- 保安林等の制限林において施業を実施する場合は、上記に関係なく、制限の目的達成のために必要な施業を実施することとなるため十分に留意してください。

【留意事項】

- 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート ⇒ P27
- 更新状況の確認 ⇒ P28
- 状況報告書の提出 ⇒ P28

更新作業が完了した場合は、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャートに従い届出が必要です。

【伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート】



伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャートに基づき、伐採終了後 30 日以内に、伐採後の森林の状況報告が必要です。

- 定められた様式に基づき伐採後の森林の状況報告を市町村に提出してください。
 - ・伐採及び伐採後の造林の届出書(様式 1)に基づき、伐採または林地転用のための伐採を行った場合 ⇒ P36
 - ・間伐を行った場合 ⇒ 状況報告不要

計画どおりに伐採・更新作業が実施されたか確認してください。また、定期的に伐採箇所の更新や森林作業道の状況を確認してください。なお、更新が順調に進んでいない場合は、対策を講じてください。

- 市町村森林整備計画において鳥獣害防止森林区域に指定されているなど、伐採後にノウサギ等による被害を受けることが考えられる地域では、伐採後の造林樹種の保護・管理について対策が必要です。
- 植栽木や天然更新の状況について、定期的に確認してください。
- 森林作業道は、定期的に点検し、浸食、損壊、濁水発生の防止に努めてください。

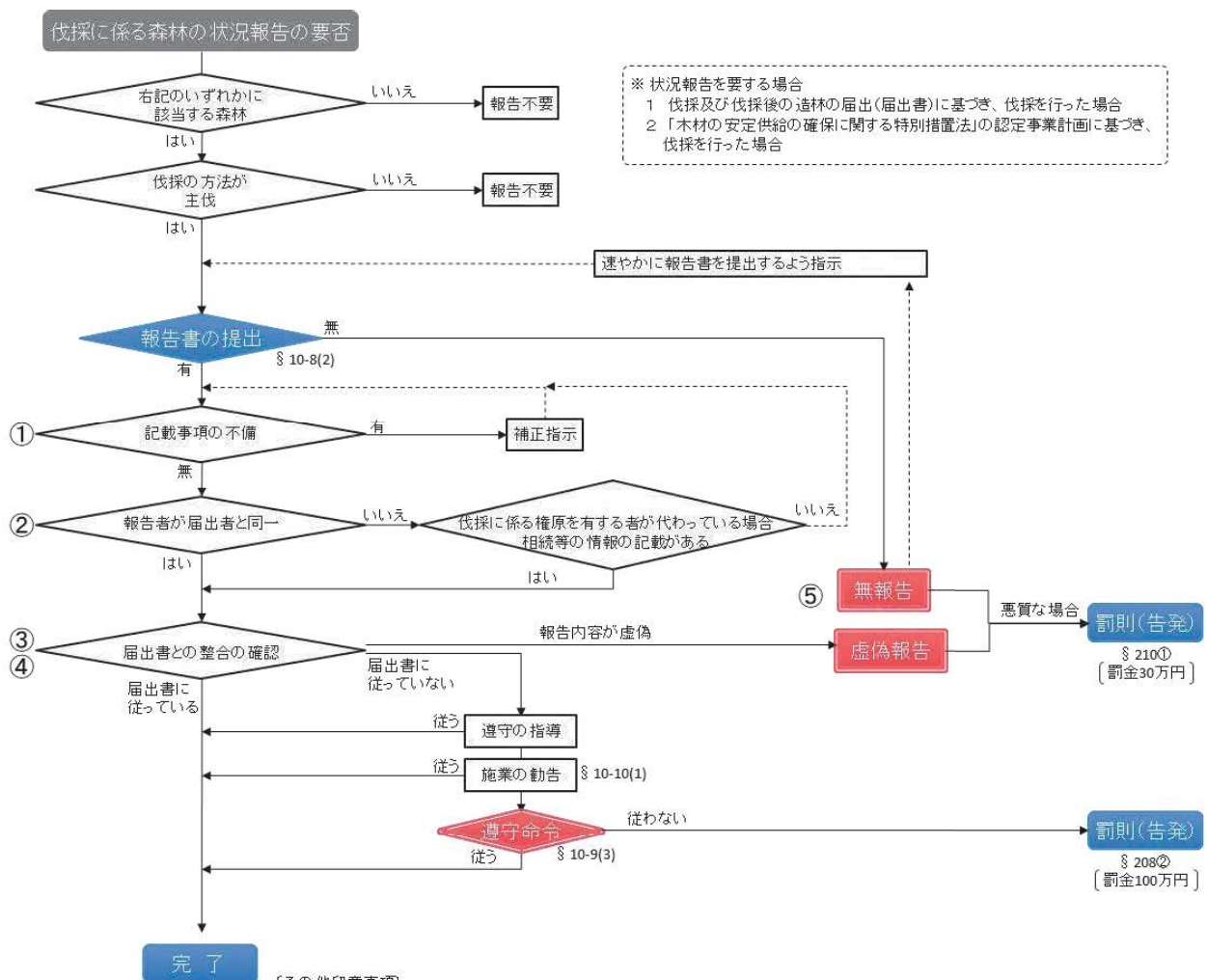
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャートに基づき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して原則 2 年以内に、天然更新の場合は 5 年以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告が必要です。

- 定められた様式に基づき伐採後の造林の届出を市町村に提出してください。
 - ・伐採及び伐採後の造林の届出書(様式 1)に基づき、伐採後の造林を行った場合 ⇒ P37
(伐採後の造林(人工造林又は天然更新)が完了した日から 30 日以内に状況報告書(様式 4)を提出する必要があります。)
 - ・森林経営計画に定められた伐採をした場合 ⇒ P34

(伐採、造林（人工造林又は天然更新）、作業道の設置等がそれぞれ終わった日から30日以内に届出書(様式2)を提出しなければなりません。)

- 天然更新の完了は、山形県における天然更新完了基準（平成30年6月一部改正）(P.37 参考資料) 及び市町村森林整備計画の天然更新に関する事項によります。
- 完了条件を満たす区域が全体の6割を下回る場合は、森林法に基づき市町村長が植栽若しくは追加の更新補助作業するように指示を行う場合があります。

【伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート】



【その他留意事項】
「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づく伐採についての状況報告には、§ 10-9(3)の遵守命令の規定は適用されないことに留意すること。

様式

様式 1 (4__規則第9条第1項の届出書の様式)

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所
届出人 氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採及び伐採後造林の計画 別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	m	・ 延長 m

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は

- ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあって、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

(様式2)

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣） 殿

住所
届出人 氏名 (法人にあっては、名称
及び代表者の氏名) 印

認定番号第 号をもつて認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所			伐採			造林			譲渡			作業路網の設置			備考						
都道府県	市郡町村	字(大字)	地番	主伐期間	伐採面積 (ha)	樹種	伐採立木材積 (m ³)	造林時期	造林方法	植栽本数 (本)	造林面積 (ha)	譲渡時期	伐採の時期	伐採面積 (ha)		樹種	林齢	伐採立木材積 (m ³)	設置時期	路線名	設置延長 (m)

注意事項

- 1 2以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入すること。

(様式3)

チェックシート

皆伐を計画する場合のみ作成

確認日	
作成者	
確認者	

森林の所在場所		市町村	大字	字	番地
チェック	大項目	項目名	現況		備考
	地況調査	標高			m
		斜面方位(4方位)	東・南・西・北		
		斜面傾斜	緩(0~20度) 中(20~35度) 急(30度~)		
		土壌分類	BA・BB・BC・BD・BD(d)・BE		必要に応じて記入
		土壌厚※	A層	cm	
		局所地形	凹・凸・平		
		車道からの距離			m
		集落からの距離			m
	森林簿等調査	土地所有区分			手引き P12 参照
		法令に基づく地域指定			手引き P13 参照
		法令以外の地域指定			手引き P13 参照
		伐採方法の指定			手引き P13 参照
		埋蔵文化財などの有無			手引き P13 参照
		林齢			年
	林分調査	上層樹高※			m
		平均直径※			cm
		ha 当たり蓄積			m ³
		地位			現状が人工林の場合
		現存後継樹密度※			本/ha 天然更新の場合
		林床状況等※			ササ等の被覆、岩場等
	その他				必要に応じて記入
伐採後の造林の計画に対する有資格者の意見等					

注1 伐採前の現況が分かる写真を添付してください。(※の全景と近景の写真を添付)

注2 市町村は、提出があったチェックシートを毎月末に取りまとめ、写しを所管の総合支庁に提出してください。

様式4（6の2 規則第14条の2の報告書の様式）

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住所
報告者 氏名〔 法人にあつて
は、氏名 〕

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

様式 5

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

市町村長 殿

住所
報告者 氏名 (法人にあっては、名称及び代表)

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

3 備考

--

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 7 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 8 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。